

神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」

画像使用の手引き



キャラクターについて

かもめんは、神戸に住んでいる元気なカモメの男の子です。
港に住んでいましたが、山帽子とKOBEシューズをもらって陸にあがってきました。
イベントへの参加や広報宣伝物への登場を通して、

- ①公益的活動の推進
- ②中央区および区内各地域のPR
- ③区への愛着や親しみを高めること

につながる活動の応援をしています。

(※詳細なプロフィールは、中央区 HP をご参照ください。)

服装について

(1)山帽子

市章山とイカリ山をモチーフにした帽子。水色の部分は
海洋博物館をイメージしています。

帽子に付いているピンは取り外し可能。出かけるときは、
お気に入りの風見鶏ピンをつけることが多いです。



(2)ペチュニアのバッジ

スカーフを留めているバッジには、中央区の花「ペチュニア」がデザインされています。

かもめんも大好きな「ペチュニア」には、“あなたと一緒に
自然と心が和らいでくる”や“変化に富む”という素敵な花言
葉があります。



(3)KOBEシュース

市章の入ったスニーカー。この靴があるので、坂の多い
中央区も、楽しくお散歩できます。



使用できる画像

承認した中央区マスコットキャラクター「かもめん」の画像および着ぐるみ「かもめん」が写っている写真等。

基本ポーズ以外のかもめんの画像や、写真についての詳細は、最終ページの【申請・問合せ先】までお問い合わせください。



画像使用にあたっての注意事項

次に掲げる使用はできませんので、ご了承ください。

- ① 中央区の公益的活動の推進や、区内各地域のPR等(要綱第5条の使用目的)以外の目的での使用。
- ② 中央区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。
- ③ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。
- ④ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。

「もめ」を語尾につけるのが、かもめんの口ぐせ。
かもめんに何か話させるとときは、体言止め
もしくは「もめ」を小さく語尾につけてほしいもめ。



使用期間

1年以内。

使用料

原則、無料。

使用方法

「かもめん画像使用申請書」に必要事項を記入し、企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して、最終ページの【申請・問合せ先】までご提出ください。

※申請の受付は、即ち許諾したことを意味するものではありません。使用許諾書の送付をもって許諾したものとしますので、ご了承ください。

使用上の遵守事項

- ① 『神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の画像使用に関する要綱』の第7条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような使用はしないでください。



変形して使用



左右反転して使用



変色して使用



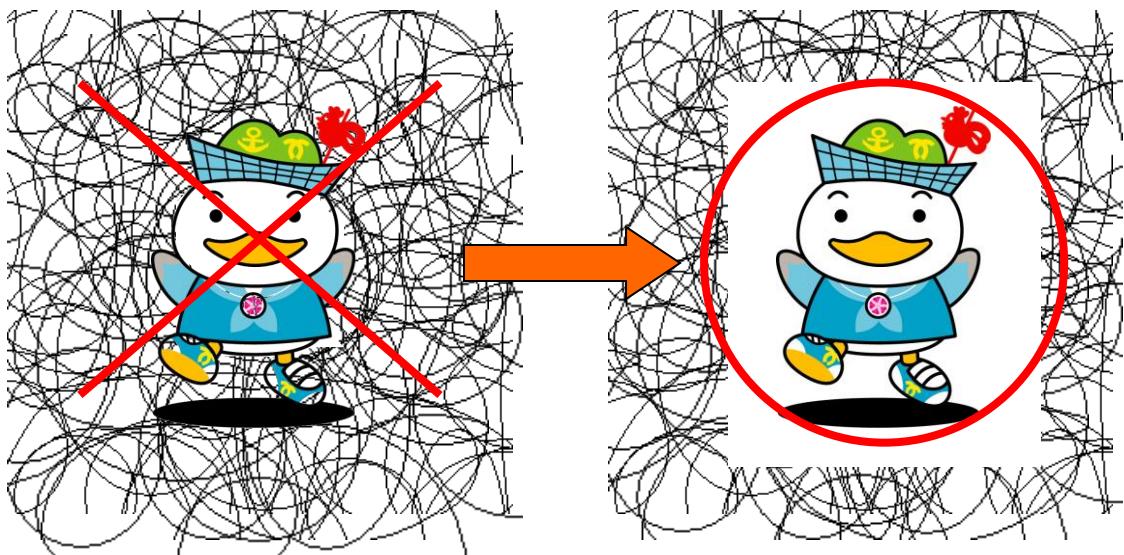
キャラクターと調和しない
形や色等と併せて使用
(イメージに合わない物を
持たせての使用も含む)



表情など細部を部分的に
変更して使用



キャラクターを重ねて使用



背景によって視認性が損なわれる場合は、キャラクターが
はっきり認識できるようスペースを確保してください。

「かもめん」画像の表示例



許諾の取消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「かもめん」
画像の使用を制限し、若しくは使用を停止することがあります。(なお、これにより使用者
に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。)

- ① 要綱又は要綱に基づく指示に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない必要が生じたときその他「かもめん」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、区長がその使用の継続を不適当であると認めるとき。

使用終了後の措置

使用期間が終了した場合や、許諾の取消しを受けた場合は、速やかに「かもめん」画像の使用を中止してください。また、「かもめん」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

特別の理由があり、期間を定めない使用が認められた場合は、使用が終了した際に「かもめん画像使用終了書」をご提出ください。

損害賠償請求

使用者は、「かもめん」画像の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

その他

その他詳細は、『神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の画像使用に関する要綱』をご参照ください。

何かご不明な点等ございましたら、下記【申請・問合せ先】までお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

中央区地域協働課かもめん担当

〒651-8570 神戸市中央区東町115番地

電話：078-335-7511 FAX：078-335-7488

E-mail：chuoward@office.city.kobe.lg.jp